

相模野小学校の地震・風水害等対応

H29.9

【座間市「学校における地震・風水害対応」に基づき作成しています。】

I 〔地震対応〕

1 登校前に市域で震度5弱以上の地震（大規模地震）が起こったとき

（1）登校前に市域で震度5弱以上の地震が起こった場合には、学校は「臨時休校」になります。児童の登校を控えてください。

2 児童の在校時に市域で震度5弱以上の地震（大規模地震）が起こったとき

（1）原則、直ちに授業を打ち切ります。児童の初期安全を確保した後、安全な場所に避難誘導し、保護者等引き取り人が学校に引き取りに来るまで学校で預かり（留め置き）ます。

（2）“市域に震度5弱以上の地震”の情報を受けて、保護者等引き取り人は自主的に引き取りに向かってもいいですが、学校からは念のため引き取りの依頼や保護状況等を連絡メール、災害用伝言ダイヤル、学校ホームページ（以下で「連絡メール等」という）及び音声電話など、可能な範囲の手段で情報発信します。

（3）学校留め置きが長時間に及ぶ場合、飲料水は非常用飲料水貯水槽からの汲み上げ水を、食料は防災用備蓄食料（アルファ一米、おかゆ等）を、また、毛布等が必要な場合は防災備蓄倉庫に保管のものを利用します。

3 児童の登下校時に市域で震度5弱以上の地震（大規模地震）が起こったとき

（1）登校時に発生した場合には、原則として児童はそのまま登校することとし、その後は在校時の発生と同様に引き取りが行われるまで留め置きます。

（2）下校途中の発生においては、原則として児童はそのまま下校して、あらかじめ家庭で決めた避難場所に直ちに避難することとします。地震発生時に校内に残っている児童は引き取りが行われるまで留め置きます。

4 校外学習中に震度5弱以上の地震（大規模地震）に遭遇したとき

（1）遠足、修学旅行、連合音楽会等の行事において地震が発生した場合は、の避難所等に避難し、現地の対策本部の指示に従い行動します。

（2）引率者は学校や市教育委員会、現地の公的機関等と連携をとりながら、場所で保護者に引き渡すことを原則とします。保護者には連絡メール等でし方法をお知らせします。

5 大規模地震等の事前情報が発令されたとき

（1）登校前に「注意情報」「予知情報」「警戒宣言」のいずれかが出されたとき

学校は「臨時休校」となります。児童の登校を控えてください。また、途中の児童はそのまま登校させ、次項の在校時の場合と同様に対応します。

（2）児童の在校時に「注意情報」「予知情報」「警戒宣言」のいずれかが出さきには、直ちに授業を打ち切って安全な場所に児童を誘導し、保護者等引き取り人が学校に引き取りに来るまで学校に留め置きます。

（3）校外学習中に「注意情報」「予知情報」「警戒宣言」のいずれかが出された場合には、原則として即時帰校します。帰校後の児童等の措置は在校時と同様に帰校できない場合は上記4に準じます。

6 大規模地震にあたらない地震発生時の対応

（1）大規模地震にあたらない地震でも、被害状況等により集団下校させる場合があります。その際には、保護者に連絡メール等で知らせます。

（2）次のような場合は、大規模地震発生時と同様に児童の預かり、引き渡しを行います。この場合にも連絡メール等で保護者に引き取りを要請します。

①自校周辺の鉄道等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合
②学校及び周辺の地域が停電となっていて、児童を安全に帰宅させられないと判断される場合

II 〔風水害対応〕

1 前日に荒天（台風接近等）が予測される場合

（1）台風等で前日から次の日の荒天が予測される場合には、教育委員会教育との協議により前日の段階で翌日の措置を判断するよう努めます。

2 前日に予想できず、登校前に座間市に「警報」が出されたとき

- (1) 座間市に朝 6 時以降に警報が出されている場合には、特段の連絡がなくても児童は「自宅待機」します。

(2) その後の措置（時間を遅らせての始業）や「臨時休業）」については、教育委員会教育指導課との協議により下した判断を連絡メール等で保護者に伝えます。

3 児童の在校時に座間市に「警報」が出されたとき

- (1) 児童の在校時に「警報」等が出され、下校対策を考慮する必要がある場合には、教育委員会教育指導課との協議に基づいて次のように判断・措置します。

- ① 下校完了まで風が強くなると予測される場合には「一斉下校」とします。
- ② 下校時に風雨が強まると予測される場合には「地区別集団下校」とします。
- ③ 通学路の状況等により児童だけの下校が不可能な場合には、風雨が弱まるまで

学校で待機させます。待機が 17 時を過ぎる場合には保護者への引き渡しとします。

- (2) 措置内容については連絡メール等で保護者に伝えます。

4 「警報」が出されているときの校外学習の扱い

- (1) 遠足や体験学習などは原則として延期・中止としますが、目的地に警報が出ておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、実施する場合もあります。

Ⅲ 【その他の対応】

1 Jアラートによる警報システムが発令されたとき

- (1) 児童が屋外にいる場合、できるだけ早く校舎内に移動させます。
- (2) 児童が屋内にいる場合、または屋内に移動させた後、爆風による被害が予想されるため、窓から離れさせます。
- (3) Jアラート発令後、行政からの情報に注意し避難行動等をとります。
- (4) 保護者への連絡等、地震や風水害対応に記載された警報発令時の対応に準じて対応します。

2 座間市の児童・生徒を標的とする脅迫メールが投稿されたとき

- (1) 標記メールが確認された際は、座間警察署、座間市役所市長室との連携のもと、

Ⅳ 【地震や風水害時の出欠席の扱い】

- (1) 学校が臨時休業となったときは授業日ではなくなるので、出欠席の記載はせん。
- (2) 学校が登校時刻の繰り下げや下校時刻の繰り上げをしたときは、変更された時間に在校した児童は通常の「出席」です。
- (3) 周辺地域の状況を見て家庭の判断で休ませた場合は「出席停止・忌引等」り、出席を要しない日となります。また、登校を遅らせた場合は「遅刻」と「出席」扱いとなります。

Ⅴ 【家庭での情報の受発信】

1 気象情報発表状況の確認方法

- 地上デジタル放送受信中にデータボタンを押すと、いつでも座間市の気象入手できます。
- NTT の「177」では、電話をかけた時点で警報等が発表継続中であれば、放送されます。
- 気象庁のホームページ（<http://www.jma.go.jp/jma/index.htm>）から、情報→気象警報・注意報→地図上の神奈川県をクリックすると座間市の状態を確認することができます。

2 「災害用伝言ダイヤル」を使った学校からの情報の受け取り方法（災害時時可用）

- 災害用伝言ダイヤルを聞く方法

「171」→「2」→「046-251-0625」→再生



学校の代表電話番号

3 「災害用伝言ダイヤル」を使った家庭（保護者）からの情報の発信方法のみ利用可）

- 災害用伝言ダイヤルの録音方法

「171」→「1」→「市外局番からの自宅の電話番号」→録音